

秘密保全法 解説

第4回 「国家安全保障基本法」の問題点

秘密保全法案対策本部委員 伊藤 真 (36期)

安全保障体制の見直しを目指す自民党案

国家安全保障基本法は、安全保障体制の見直しを目指す全12条の法案の仮称であり、2012年7月6日の自民党総務会でその概要が決定された。自民党国防部会でまとめられた法案であり、内閣が提出する「閣法」ではない。そのため、法文の表現が洗練されていないことも問題の1つであるが、それ以上に、内閣法制局がコミットしていないせいか他の法制との整合性が不十分であり、特に平和主義や立憲主義に関する憲法規定やその政府解釈と正面から衝突する要素を含む点に問題がある。

「国家安全保障基本法」の問題点

2条は、安全保障の目的として外部の「脅威」を防止・排除すること、その対応施策として防衛、外交、経済その他を総合すべきことを規定する。しかし、「脅威」を具体的に特定せずに「あらゆる脅威」とし、「脅威」該当性の判断を時の政府のフリーハンドに委ねる点は、権力を法でコントロールするという立憲主義の発想が薄い。また対応施策といっても実際に中心になるのは軍事力であるし、これによりこれまでの平和主義を中核とした外交や経済の手法そのものを変容させてしまう可能性もある。

3条の国民への安全保障協力義務は努力義務であるが、これを受けて法的義務が具体化されれば、たとえば自衛隊・米軍の基地被害や米航空機の低空飛行被害の受忍義務の根拠とすることも可能になり、下位の法律によって憲法上の平和的生存権を否定する結果になるおそれがある。

3条3項は、秘密保全法の法制化を求める。同法制の報告書(2011年8月8日 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jouhouhozen/housei_kaigi/

pdf/10110808_houkoku.pdf)によれば、①秘密の範囲は、「防衛秘密」に限らず「外交と公安秩序維持」に拡大し、②規制される行為は、情報の「漏えい」に限らず「探知・収集」行為に及び、③規制対象者は、「国家公務員」に限らず「関連する大学や民間企業職員」を含み、④秘密保全の手法は、「罰則を科すること」に限らず「適性評価制度」、すなわち不適切な人を排除し、調査をクリアした一部の人だけに秘密を取り扱わせる仕組みを含むなどから、情報を広汎に統制する内容になっている。

10条では、我が国と密接な関係にある他国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態に対し、国際連合憲章に定められた自衛権の行使を容認する。集団的自衛権を認める趣旨である。しかしそもそも自衛権の行使は、①急迫不正の侵害、②他に手段がない、③必要最小限という3要件を充たした必要最小限度の実力のみが許容される(政府解釈)。集団的自衛権は、①の要件を充たさない点で政府解釈に反し、ひいては憲法9条にも違反する。国家安全保障基本法は法律であり、憲法の下位法であるから、このような法律を定めるためにはまず、憲法改正が必要である。

制定の目的は「憲法改正の露払い」か

それでもあえて本法を定める背後には、そこに「憲法改正の露払い」としての役割を期待しているふしがある。本法を定めて憲法違反を既成事実化し、解釈改憲、すなわち解釈によって憲法規範を変容させたうえで、最終的に憲法の明文を改正しようという意図である。このような「法の下克上^げ」を認めることは憲法を頂点とする法体系の整合性を破壊することにつながる。その意味でもこの法案には断じて反対していかなければならない。